

第116回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都中央区勝どき六丁目5番23号
当社会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付
株式報酬に係る報酬決定の件

- ・ 当社株主総会はインターネットでのライブ配信でもご覧いただけます。
- ・ ご出席に際して、介助を必要とされる株主様の介助者のご同伴については、受付スタッフにお声掛けください。

山九株式会社

証券コード：9065

(証券コード：9065)
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株主各位

福岡県北九州市門司区港町6番7号
本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

山九株式会社

代表取締役
社長 中村 公大

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sankyu.co.jp/>
(トップページの「NEWS」からご覧ください)



また、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(会社名または証券コードを入力して検索いただき、基本情報、縦覧書類/PR情報、株主総会招集通知/株主総会資料からご覧ください)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は議決権行使書面の郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時** 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 場 所** 東京都中央区勝どき六丁目5番23号
当社会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

- 報告事項** (1) 第116期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第116期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 行使方法

議決権を行使するには、株主総会当日ご出席いただく方法のほか、インターネットによる方法、議決権行使書面を郵送する方法の3つがございますので、いずれかの方法をご選択ください。

(2) 重複行使された場合の取り扱い

インターネットによる方法と議決権行使書面の郵送と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットによる方法で複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法、又は議決権行使書面を郵送する方法で議決権を行使をされ、株主総会当日ご出席された場合は、株主総会にて議決権を行使されたものとして取り扱わせていただきます。

(3) 代理人による議決権行使

株主総会当日にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主1名様を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示がない場合の取り扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ◎ 株主総会当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類の議案及び参考事項をご覧ください、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使には以下の3つの方法がございます。

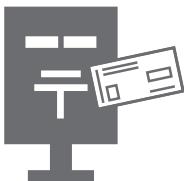


■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



■ 郵送による議決権行使

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分まで

同封の議決権行使書面に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、行使期限までにご行先ください。詳しくは次頁をご覧ください。



スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」が**入力不要**でご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

インターネットによる議決権行使では、「議決権電子行使プラットフォーム」もご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

画面の案内に従って行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使画面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



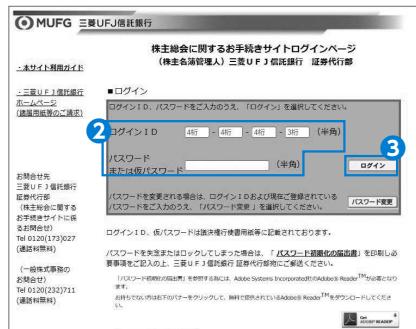
1 議決権行使サイトへアクセスする。



「議決権行使サイト」トップページ

①「次の画面へ」をクリック

2 ログインする。



「ログインID、仮パスワード」入力画面

②お手元の議決権行使画面の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する継続的かつ安定的な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開に備え、戦略的な設備投資並びに財務体質の健全性維持を図りながら、業績に基づく成果の配分を行うことを利益配分の基本方針としております。本方針に基づき当期の期末配当等につきましては、当期の事業における成果、今後の事業競争力と財務体質の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金 130円
-------------	--------

総額	6,830,389,670円
----	----------------

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

本議案が原案どおり承認可決された場合、中間配当金を含めた1株当たりの当期の年間配当額は232円になります。

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	性別	担当	取締役会/出席回数
1 再任	なかむら きみかず 中村 公一	取締役 会長	男性	取締役会議長	100% (14回/14回)
2 再任	なかむら きみひろ 中村 公大	代表取締役 社長	男性	CEO	100% (14回/14回)
3 再任	もろふじ かつあき 諸藤 克明	代表取締役 専務取締役	男性	管理・ESG管掌 CFO	100% (14回/14回)
4 再任	おおき のぶゆき 青木 信之	代表取締役 専務取締役	男性	エリア管掌 兼 エリア統括 兼 安全統括 COO	100% (14回/14回)
5 再任	おがわ まこと 小川 誠	社外 独立役員	男性	取締役	100% (14回/14回)
6 再任	さいき なおこ 齋木 尚子	社外 独立役員	女性	取締役	100% (14回/14回)
7 再任	たかだ あきら 高田 明	社外 独立役員	男性	取締役	100% (14回/14回)
8 再任	いしだ とおる 石田 徹	社外 独立役員	男性	取締役	100% (10回/10回) 取締役就任時から
9 新任	くきはら つよし 久木原 剛	専務執行役員	男性	事業管掌 CSO	

1

再任

なか むら きみ かず
中村 公一

生年月日

1949年9月30日生

年齢

75歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

229,600株

略歴、地位、担当

1973年4月 当社入社
 1981年6月 当社取締役
 1984年6月 当社常務取締役
 1985年6月 当社代表取締役副社長
 1986年3月 当社代表取締役社長
 2016年4月 当社代表取締役会長 CEO
 2025年4月 当社取締役会長 取締役会議長（現在）

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村公一氏は、1986年3月から代表取締役社長として30年にわたり当社グループの企業経営をリードし、継続的な企業価値の向上及び事業の発展に努めました。現在は、取締役会長並びに取締役会議長として取締役会を適正・適法に運営するとともに、企業経営に加え経済団体や業界団体にも貢献しています。今後もこの豊富な経営者としての経験と見識を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

2

再任

なか むら きみ ひろ
中村 公大

生年月日

1976年8月16日生

年齢

48歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

33,700株

略歴、地位、担当

2002年4月 当社入社
 2009年4月 当社千葉支店長
 2011年5月 当社経営企画副担当 兼経営企画部長
 2011年6月 当社執行役員
 2012年4月 当社経営企画副担当 兼経営企画部長 兼事業・エリア管掌補佐
 2013年4月 当社エリア統括
 2013年6月 当社取締役 兼執行役員
 2014年4月 当社代表取締役専務取締役
 事業・エリア管掌 兼エリア統括
 2016年4月 当社代表取締役社長 COO
 2025年4月 当社代表取締役社長 CEO（現在）

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村公大氏は、入社後、証券会社への出向経験を経て、当社の経営企画部門を歴任しました。2013年6月に取締役就任後は、事業及び地域の経営単位であるエリアの統括として業務執行に携わり、当社グループの事業運営及び企業経営において豊富な経験を有しています。また、2016年4月から代表取締役社長に就任し、継続的な企業価値の向上及び事業の発展に努め、経営全般をリードしています。今後もこの経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

3 再任

もろ ふじ かつ あき
諸藤 克明



生年月日
1960年4月10日生
年齢
65歳
性別
男性
所有する当社の株式の数
5,400株

略歴、地位、担当

1983年4月 当社入社
2008年4月 当社経理部長
2011年5月 当社東京支店長
2016年4月 当社関西エリア長
2016年6月 当社執行役員
2019年4月 当社常務執行役員
財務担当 CFO
2019年6月 当社取締役 兼常務執行役員
財務担当 CFO
2022年4月 当社代表取締役専務取締役
管理管掌 CFO
2023年5月 当社代表取締役専務取締役
管理・ESG管掌 CFO
2024年4月 当社代表取締役専務取締役
管理・ESG管掌 財務担当 CFO
2025年4月 当社代表取締役専務取締役
管理・ESG管掌 CFO (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由及び期待される役割

諸藤克明氏は、入社以来事業部門や財務部門を歴任し、2008年4月経理部長に就任しました。また、事業部門の支店長を経て、地域の経営単位の長である関西エリア長を歴任し、現在は管理・ESG管掌 CFOを務め、当社グループの財務分野、事業運営、会社経営に豊富な経験を有しています。今後もこの経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

4 再任

あお き のぶ ゆき
青木 信之



生年月日
1958年6月26日生
年齢
67歳
性別
男性
所有する当社の株式の数
9,100株

略歴、地位、担当

1982年4月 当社入社
2008年3月 山九ブラジル(株)出向
2012年4月 当社君津支店長
2016年4月 当社東日本エリア長
2016年6月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員
エリア管掌 兼エリア統括 兼安全・環境統括
2022年6月 当社代表取締役専務取締役
2023年4月 当社代表取締役専務取締役
エリア管掌 兼エリア統括 兼安全統括
2025年4月 当社代表取締役専務取締役
エリア管掌 兼エリア統括 兼安全統括
COO (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由及び期待される役割

青木信之氏は、当社基幹事業である鉄鋼事業においてブラジルの製鉄事業に携わり、支店長を経て地域の経営単位の長である東日本エリア長を歴任し、現在は当社のエリア管掌を務め、当社グループの事業運営に豊富な経験を有しています。今後もこの経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

5

再任

社外

独立役員

おがわ
小川まこと
誠**生年月日**

1961年3月24日生

年齢

64歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

100株

略歴、地位、担当

1983年4月 労働省（現 厚生労働省）入省
 2016年6月 同省中央労働委員会事務局長
 2017年7月 同省職業安定局長
 2018年7月 同省退官
 2020年6月 当社社外取締役（現在）

重要な兼職の状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小川誠氏は、労働省（現 厚生労働省）出身者であります。職業安定局長等の要職を歴任され、労働行政に携わった豊富な経験と高い見識を活かし、当社の人事・労政、安全・衛生等に幅広く有益な助言をいただいています。今後も取締役会における重要事項の決定及び経営執行の監督に対して、独立した客観的な見地から社外取締役としての役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

【当社の社外取締役に就任してからの年数】

5年（本総会終結時）

6

再任

社外

独立役員

さいき
齋木なおこ
尚子**生年月日**

1958年10月11日生

年齢

66歳

性別

女性

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当

1982年4月 外務省入省
 2014年7月 同省経済局長 兼内閣官房内閣審議官（内閣官房 TPP政府対策本部）
 2015年10月 同省国際法局長
 2017年7月 同省研修所長
 2019年1月 同省退官
 2020年4月 東京大学公共政策大学院客員教授
 2020年6月 双日㈱社外取締役(2025年6月退任予定)
 2022年6月 当社社外取締役（現在）
 2023年4月 外務省参与（現在）

重要な兼職の状況

(株)小松製作所社外取締役

(株)日本政策投資銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

齋木尚子氏は、外務省出身者であります。経済局長、国際法局長等の要職を歴任され、退官後も他社の社外役員や学術、文化等の団体へ貢献されており、外交第一線で活躍された豊富な経験と高い見識を活かし、幅広く有益な助言をいただいています。今後も当社の取締役会における重要事項の決定及び経営執行の監督に対して、独立した客観的な見地から社外取締役としての役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

【当社の社外取締役に就任してからの年数】

3年（本総会終結時）

7

再任

社外

独立役員

たか だ
高田あきら
明**生年月日**

1958年1月3日生

年齢

67歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

100株

略歴、地位、担当

1981年4月 野村証券(株)入社
 2001年12月 同社IBコンサルティング室長
 2012年4月 野村インベスター・ソリューションズ(株)取締役
 2018年3月 トラスコ中山(株)常勤監査役
 2023年6月 当社社外取締役 (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高田明氏は、野村証券(株)入社後、同社グループ会社の取締役を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い見識、またコンサルタントとしての発行会社と資本市場及び投資家との関係構築に関する豊富な経験を活かし、幅広く有益な助言をいただいています。今後も当社の取締役会における重要事項の決定及び経営執行の監督に対して、独立した客観的な見地から社外取締役としての役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

【当社の社外取締役に就任してからの年数】

2年 (本総会最終時)

8

再任

社外

独立役員

いし だ
石田とおる
徹**生年月日**

1952年11月1日生

年齢

72歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

200株

略歴、地位、担当

1975年4月 通商産業省 (現 経済産業省) 入省
 2000年4月 内閣総理大臣秘書官
 2002年7月 経済産業省 大臣官房審議官 (政策総合調整担当)
 2003年7月 同省大臣官房総括審議官
 2005年9月 同省貿易経済協力局長
 2007年7月 同省産業技術環境局長
 2008年7月 同省資源エネルギー庁長官
 2010年8月 同省退官
 2011年1月 東京電力(株)顧問
 2011年9月 当社顧問
 2013年6月 日本アルコール販売(株)取締役
 2014年6月 同社取締役副社長
 2024年6月 当社社外取締役 (現在)

重要な兼職の状況

日本商工会議所・東京商工会議所顧問
 三井金属鉱業(株) 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

石田徹氏は、経済産業省出身者であります。資源エネルギー庁長官等の要職を歴任され、退官後も日本商工会議所・東京商工会議所の専務理事等として企業や地域の発展に貢献されており、これまでの経験と知識を活かし、幅広く有益な助言をいただいています。今後も当社の取締役会における重要事項の決定及び経営執行の監督に対して、独立した客観的な見地から社外取締役としての役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

【当社の社外取締役に就任してからの年数】

1年 (本総会最終時)

く き はら つよし
久木原 剛

生年月日

1963年10月7日生

年齢

61歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

1,700株

略歴、地位、担当

1986年4月 当社入社
 2013年4月 当社プラント工事部長
 2016年4月 当社東中国支店長
 2018年10月 当社インキュベーション戦略部長
 2021年4月 当社関西エリア長
 2021年6月 当社執行役員
 2022年4月 当社東日本エリア長
 2024年4月 当社経営企画副担当
 2025年4月 当社専務執行役員
 事業管掌 C S O (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由及び期待される役割

久木原剛氏は、当社基幹事業である機工事業本部の要職から支店長を経て、新たな事業等を創出する部門長、地域の経営単位の長や当社グループ全体の経営企画副担当を歴任し、現在は当社の事業管掌 C S Oを務め、当社グループの事業運営に豊富な経験を有しています。今後、この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

(注)

- 各候補者の年齢は本総会最終時の満年齢となります。
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 社外取締役に関する事項は、以下のとおりであります。
 - 当社は、小川誠氏、齋木尚子氏、高田明氏及び石田徹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、4氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。
 - 当社は、小川誠氏、齋木尚子氏、高田明氏及び石田徹氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において4氏の選任が承認可決された場合には、4氏を引き続き独立役員とする予定であります。
- 当社は、優秀な人材確保、業務執行の委縮の防止のため、保険会社と取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、2025年10月に更新の予定であります。本議案が承認可決された場合には、各取締役は引き続き、また新任の取締役は新たに被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

- 被保険者の実質的な保険料負担割合
被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。
- 填補の対象となる保険事故の概要
 - 第三者に対して損害を与えたとして、第三者から役員が損害賠償を請求された場合
 - 株主代表訴訟により、会社に損害を与えたとして、会社から役員が損害賠償を請求された場合

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役 辻義輝、白羽龍三の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	取締役会/出席回数	監査役会/出席回数
1 <input type="checkbox"/> 再任	つじ よしてる 辻 義輝	監査役	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)
2 <input type="checkbox"/> 再任	しら は りゅうぞう 白羽 龍三	社外 独立役員 監査役	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)

1

再任

つじ よし てる
辻 義輝

生年月日

1962年4月15日生

年齢

63歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

900株

略歴、地位

1985年4月 三菱信託銀行(株)入社 (現 三菱UFJ信託銀行(株))
 2004年4月 同社事業企画部 法人企画室長
 2007年4月 同社融資営業部 統括マネージャー
 2009年3月 同社資産金融第一部 副部長
 2010年6月 同社営業第二部 部長
 2015年6月 同社執行役員 京都支店長
 2017年6月 同社取締役 常勤監査等委員
 2021年3月 同社取締役 退任
 2021年4月 当社入社
 2021年6月 当社監査役 (現在)

重要な兼職の状況

該当なし

監査役候補者とした理由

辻義輝氏は、当社の主要取引先である三菱信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 出身であります。同社において監査等委員である取締役を務め、銀行・金融業界に関する豊富な経験と見識を有しています。今後も当社監査役として、特に財務・会計分野の専門的な見識を活かし、独立した客観的な見地から当社取締役の職務執行を監査することを期待し、監査役候補者となりました。

2

再任

社外 独立役員

しら は りゅう ぞう
白羽 龍三

生年月日

1962年6月3日生

年齢

63歳

性別

男性

所有する当社の株式の数

300株

略歴、地位

1985年4月 監査法人太田哲三事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社
 1999年5月 同社社員 (パートナー) 昇格
 2005年5月 同社代表社員 (シニアパートナー) 昇格
 2011年7月 同社第三監査事業部監査第9部 部長
 2012年8月 同社常務理事第三監査事業部事業部長
 2016年3月 同社第4事業部シニアパートナー
 2021年6月 当社社外監査役 (現在)

重要な兼職の状況

公認会計士

東電設計(株)社外取締役

社外監査役候補者とした理由

白羽龍三氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人における長年の経験と会計・監査等に関する豊富な見識を有しています。今後も当社社外監査役として、特に財務・会計分野の専門的な見識を活かし、独立した客観的な見地から当社取締役の職務執行を監査することを期待し、社外監査役候補者となりました。

【当社の社外監査役に就任してからの年数】

4年 (本総会終結時)

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1)当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、辻義輝氏及び白羽龍三氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。
- (2)当社は白羽龍三氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の委縮の防止のため、保険会社と監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、2025年10月に更新の予定であります。本議案が承認可決された場合には、辻義輝氏及び白羽龍三氏は引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
- ・第三者に対して損害を与えたとして、第三者から役員が損害賠償を請求された場合
 - ・株主代表訴訟により、会社に損害を与えたとして、会社から役員が損害賠償を請求された場合

(ご参考)

取締役及び監査役の選任等の議案を承認可決いただいた場合の取締役会及び監査役会の構成（スキルマトリックス）は、次のとおりであります。

当社の取締役会及び監査役会は、期待されるスキル（専門知識・経験）に加え、高い倫理観、公正さ、誠実さ等を備えた多様な役員にて構成されており、取締役の指名においては独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会にて構成や必要となるスキルについて審議しております。

取締役会	取締役氏名	独立役員	事業経験 (安全)	財務・ 会計	グローバ ル	技術・品 質・IT・ デジタル	人事・ 労務	リスク マネジメ ント・ コンプラ イアンス	資本 市場	ESG
	①中村 公一		●		●		●			●
	②中村 公大		●			●	●	●	◎	●
	③諸藤 克明		●	◎			●	◎		◎
	④青木 信之		◎		●		●			
	⑤小川 誠	●					●	●		
	⑥齋木 尚子	●			●		●	●		●
	⑦高田 明	●		●				●	●	
	⑧石田 徹	●				●		●		●
	⑨久木原 剛		●				◎	●		

監査役会	監査役氏名	独立役員	財務・ 会計	法務	金融業界 の知見	監査法人 の知見	当社事業 の知見
	①結城 俊雄				●		●
	②辻 義輝		●		●		
	③白羽 龍三	●	●			●	
	④島田 邦雄	●		●			

※上表は、取締役、監査役の有する全ての専門知識及び経験を表すものではありません。

※◎印は、各取締役の役割に応じて特に発揮が期待されるスキルに記載しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2024年6月26日開催の第115回定時株主総会において、年額12億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいて今日に至っております。今般、当社の取締役（社外取締役を含む。以下、「対象取締役」といいます）に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式、或いは譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することをご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式、或いは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役に対して、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は年額2億円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年80,000株以内（うち社外取締役は年8,000株以内）といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます）を締結することを条件とします。

【本割当契約の概要】

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます）について、割り当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

(2)譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の割り当てを受けた日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本役務提供期間中に、正当な理由により退任又は退職等した場合（又は死亡により退任又は退職等した場合）、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

(3)無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとしたします。

【本議案に基づく報酬の支給が相当であると判断する理由】

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社グループの企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社グループの業況その他諸般の事情を考慮して決定しております。また本議案は、譲渡制限付株式報酬制度の適正性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会で検討・答申し、取締役会にて決議していることから、本議案に基づく報酬の支給は相当であると判断しております。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、サービス業が世界的に好調を維持し、インフレ圧力の緩和で消費回復、IT関連財の需要回復で情報通信サービスが好調に推移しました。一方、製造業における生産活動の回復が力強さに欠け、関税リスクの高まりが景気の不確実性を増しております。米国では、良好な所得環境が個人消費を下支えし、EV関連を中心に設備投資が堅調に推移しました。中国では、インフラ投資・設備投資において政策的回復の動きを見せましたが、外需の低迷、住宅販売・個人消費の低迷等が内需を中心に影響し、日系企業の生産活動にも影響しました。東南アジアでは、IT関連財の需要回復で輸出が好調に推移し、インフレ圧力の緩和で内需も堅調に推移しておりますが、化学業界ではメンテナンス案件が端境期で減少しました。国内経済では、半導体需要、サービス輸出は堅調に推移しておりますが、中国景気の減速で対中輸出に影響がでております。また、国内需要は、人手不足の影響はありますが、価格転嫁の動き、化学業界の旺盛なメンテナンス需要、堅調な設備更新・環境関連投資に支えられ、回復の動きを見せています。

このような経済情勢の下、当連結会計年度における売上高は、6,067億91百万円と前期比7.7%の増収、利益面においては営業利益が439億45百万円と24.8%の増益、経常利益が446億79百万円と22.0%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益が307億47百万円と26.1%の増益となりました。

連結業績ハイライト

売上高	6,067億円	前期比 7.7%	▲	営業利益	439億円	前期比 24.8%	▲
経常利益	446億円	前期比 22%	▲	親会社株主に 帰属する当期純利益	307億円	前期比 26.1%	▲

当連結会計年度のセグメントごとの業績は次のとおりであります。

(1) 物流事業

港湾国際では、新規作業の開始及び国内のプロジェクト輸送案件、倉庫保管・梱包作業が増加しました。3PL一般では、国内での鋼材・化学品関連等の保管・輸送作業の増加があった一方で、消費財等の取扱いが減少しました。また、中国域内での自動車部品・消費財の輸送作業等が、内需不振の影響を受けて低調に推移しました。構内では、国内客先の単価改定の進展、出荷作業の増加に加え、中東での新規作業の増加及び昨年度計上した追加コストの剥落影響等がでております。

以上の結果、物流事業全体の売上高は2,955億64百万円と前期比4.0%の増収、セグメント利益（営業利益）は96億81百万円と前期比20.2%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は48.7%であります。

(2) 機工事業

設備工事では、国内産業の設備更新・脱炭素需要等を背景に、鉄鋼・化学・環境関連工事での据付・建設工事の増加に加え、米国でのEV関連の工場建設・増強工事が増加しました。メンテナンスでも、国内SDM（大型定期修理工事）の工事量がメジャー年による影響で増加したことに加え、日常メンテナンス作業も好調に推移しました。

以上の結果、機工事業全体の売上高は2,832億89百万円と前期比12.1%の増収、セグメント利益（営業利益）は320億1百万円と前期比27.4%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は46.7%であります。

(3) その他

鉄鋼関連工事及びSDMの工事量増加に伴い機材賃貸が増加しました。

以上の結果、その他全体の売上高は279億37百万円と前期比4.7%の増収、セグメント利益（営業利益）は22億18百万円と前期比20.2%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は4.6%であります。

2. 設備投資の状況

物流事業では、建物、車両運搬具等の新規投資をしております。具体的には、横浜港本牧ふ頭において次世代型4階建ての物流センターを開設いたしました。また、シンガポールにおいて大型物流センターの建設が進捗しております。機工事業では、建物、機械装置、ソフトウェア等が主な投資内容となります。具体的には、サウジアラビアにおいて人材育成及びメンテナンス拠点の建設が進捗しております。総額で354億70百万円の設備投資を実施しました。

3. 資金調達の状況

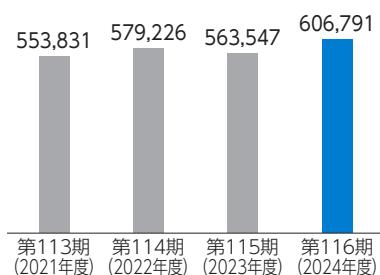
当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金等により充当しました。

4. 財産及び損益の状況の推移

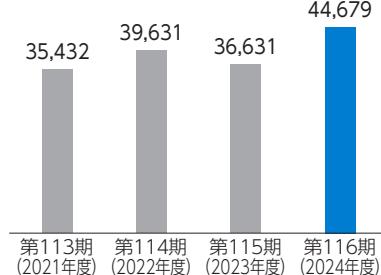
(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 113 期 (2021年度)	第 114 期 (2022年度)	第 115 期 (2023年度)	第 116 期 (2024年度) (当 期)
売上高 (百万円)	553,831	579,226	563,547	606,791
経常利益 (百万円)	35,432	39,631	36,631	44,679
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	22,636	24,959	24,379	30,747
1 株当たり当期純利益 (円)	382.50	426.68	428.60	570.99
総資産 (百万円)	462,467	481,661	505,045	545,189
純資産 (百万円)	248,725	272,532	285,433	297,063

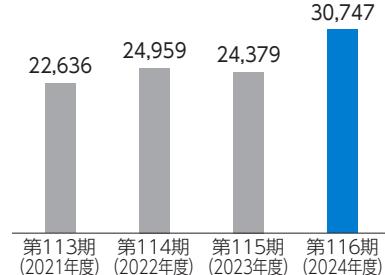
売上高 (百万円)



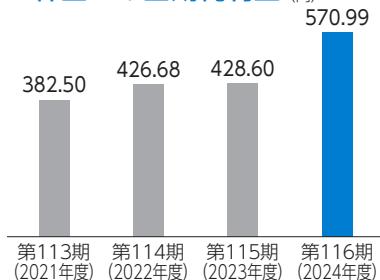
経常利益 (百万円)



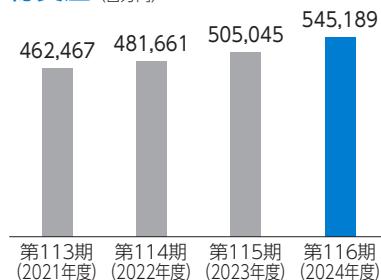
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



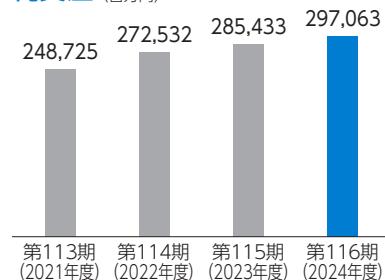
1 株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 113 期 (2021年度)	第 114 期 (2022年度)	第 115 期 (2023年度)	第 116 期 (2024年度) (当 期)
売上高 (百万円)	392,469	406,546	394,365	430,568
経常利益 (百万円)	25,177	30,035	30,770	33,870
当期純利益 (百万円)	17,352	20,777	22,826	24,814
1株当たり当期純利益 (円)	293.22	355.20	401.30	460.80
総資産 (百万円)	363,208	374,646	391,113	416,031
純資産 (百万円)	160,399	175,377	178,773	175,840

5. 企業集団が対処すべき課題

世界の人口構造変化、地政学リスクの高まり、気候変動対応やデジタル技術の進展に伴う競争激化等、当社グループを取り巻く環境は、先を見通すことが難しい混沌とした状況が続いています。そのような環境下、我々の最も重要な経営資源である「人」の確保に関わる労働力不足の問題をはじめ、サプライチェーンの変化、カーボンニュートラル、DX等、様々な事業環境変化による課題への対応が迫られています。

このような状況を踏まえ、2023年度を初年度とする「Vision2030」、「中期経営計画2026」を2023年1月に公表いたしました。当計画に基づき、急速に変化する事業環境においても、世界の産業を支え続けるという使命を果たしていけるよう、取り組んでまいります。

(1) Vision2030

世の中における当社グループの存在意義を再認識するために、新たにパーパス（企業の存在意義）を掲げるとともに、将来の変化を見据え、2030年における山九グループのあるべき姿を描き、それを実現するための方針を策定しました。

【パーパス】

心に「Thank you」を、世界の産業に山丸を。

私たち山丸は自分たちを取り巻く様々な人たちへ
常に感謝の念を忘れません。
その想いを分かち合うパートナーとともに、
新たな価値を創造し、
世界の産業とその先にある暮らしを支え続けます。

【あるべき姿】

Vision2030のあるべき姿を「人・社会・環境への感謝」を事業で実現する人間力企業と定義いたしました。

我々が世の中に提供しているサービスのほとんどは、人の力が生み出しています。まずは、人への感謝として、人を大切にすることを事業で実現します。安全の確保や労働負荷の軽減、DXや教育による能力の最大化、多様な人材が活躍できる環境を目指していきます。

また、世の中に最高のサービスを提供し、選ばれ続けることで、社会への感謝を事業で実現します。サービスの安全や品質を担保し、少しでも多くの方々の満足や笑顔を増やしていきたいと思っております。その結果として、事業を通じて、社会貢献や雇用創出につながれば、社会に対する恩返しができると思っています。

そして、地球に生きる者の責任として、CO2排出削減等、環境保全に貢献し、環境関連の事業にも積極的にかかわることで、環境への感謝を事業で実現することを目指します。

Vision2030 あるべき姿

「人・社会・環境への感謝」を事業で実現する人間力企業

長期経営戦略 2030 によるアプローチ

人への感謝

人を大切にすることを事業で実現

- 本質的な労働安全、労働負荷軽減
- 社員一人ひとりの能力向上・教育支援
- 多様な人材が活躍できる基盤整備

社会への感謝

社会（顧客）の期待を事業で実現

- サービスの安全・品質の担保
- 顧客の変革に対応した運営支援
- 社会インフラ維持・安定に貢献
- 雇用の創出

環境への感謝

地球環境保全を事業で実現

- 再生可能エネルギー関連事業
- 循環型社会実現への貢献
- 設備寿命向上に寄与する保全事業
- CO₂ 排出量削減

【長期経営戦略2030】

あるべき姿を実現するための3つの方針

方針
1

事業ポートフォリオのマネジメント&再構築
持続的成長を支える経営管理の高度化

将来の事業環境変化に備え、人材・投資を適切に管理し、経営資源を最適配分する仕組みの構築

- 経営資源の有効活用を目的とした事業ポートフォリオマネジメント
- データ活用による経営意思決定の高度化（経営の見える化）

方針
2

既存顧客の領域拡大（ビジネスモデル革新）
産業構造変化を支えるサービス変革

最新技術の活用による生産性向上と新たな付加価値サービスの構築

- 現場の知恵とテクノロジーを融合した事業モデルの構築（DX）
- サービスの付加価値創造（人にしか出来ない作業の追求）

方針
3

成長市場への挑戦
社会の持続的成長を支える事業展開

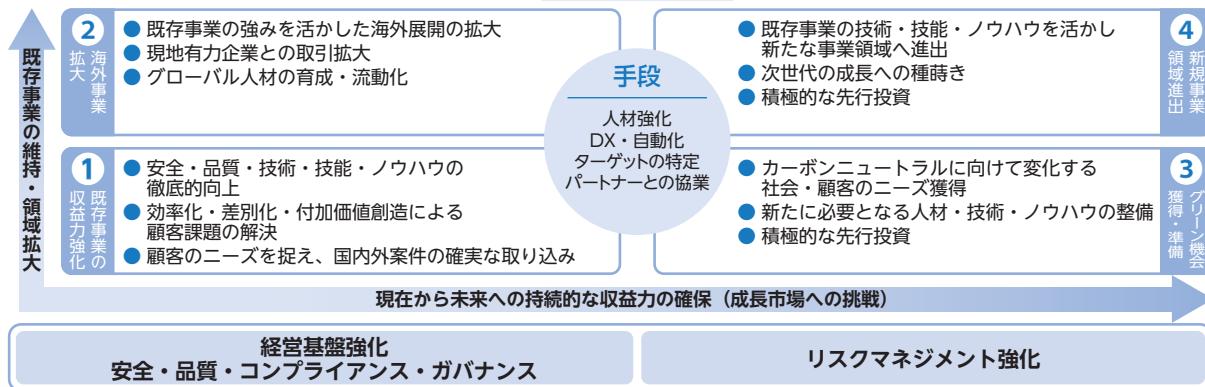
ソリューション力を高め、社会課題解決への対応力強化

- 山九グループの強みを活かした新規事業創出
- 海外（グローバル）展開の強化
- グリーン成長戦略の強化

(2)中期経営計画2026

「中期経営計画2026」（2023-2026年度）は「変革期」と位置付け、これまでのやり方や考え方を革新し、人の力を最大限に引き出すためのDX推進やカーボンニュートラルへの対応等、新たな課題への取り組みを推進する計画としておりますが、直近の急速な事業環境の変化に伴い、中期経営計画2026の見直しを行いました。中期経営計画における4つの基本戦略の取り組みは変えずに、物流事業におけるコスト構造を意識した収益力の改善、機工事業への人的投資、資本収益性のバランスの最適化を目指してまいります。

4つの基本戦略



【数値目標】

財務指標	中期目標2026年度 (見直し前)	中期目標2026年度 (見直し後)	長期目標2030年度
売上高	6,300億円以上	6,600億円	7,000億円以上
営業利益率	6.7%以上	7.1%	8.0%以上
海外売上高成長率	25%UP	25%UP	65%UP
ROIC (投下資本利益率)	8.0%水準	9.0%	10%水準

非財務指標	中期目標2026年度	長期目標2030年度
CO2排出量削減※(2020年度比)	18%削減	42%削減
女性管理職比率	9.5%	11.0%

※Scope1,2、単体及び国内連結子会社

【中期経営計画の資本政策】

中期経営計画2026においては、事業活動における安定した営業キャッシュ・フローの創出を見込んでい
る一方、中期4年間に於いて将来の持続的成長に向けた多くの戦略投資を計画しています。財務の健全性・
安定性を確保しながら、負債も積極的に活用し成長投資に充てることで資本コストの抑制を図る方針に変更
はありませんが、今般の中期経営計画見直しにより「配当性向40%水準」に加え、この期間において下限
配当として「前年度1株当たり年間配当額」を設定し、自己株式の取得については4年間で700億円を実施
することといたします。

上記の資本政策を実施することで、より充実した株主還元を図り、資本効率性を重視しながら企業価値の
最大化を目指してまいります。

指標	中期目標2026年度 (見直し前)	中期目標2026年度 (見直し後)
ROE (自己資本利益率)	10%水準	10%
ROIC (投下資本利益率)	8.0%水準	9.0%
配当性向	40%水準	40%水準
4年間の総還元性向	70%水準	100%水準
4年間の自己株取得額	400億円	700億円

また併せて、最適自己資本額につきましては、2030年度に2,700億円水準に設定し、過去最高のROE水
準を目指してまいります。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
山九プラントテクノ株式会社 (東京都)	450	100	機器据付業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東京 (東京都)	99	100	運輸業
株式会社スリーエス・サンキュウ (東京都)	97	100	運輸・倉庫業
サンキュウエアロジスティクス株式会社 (東京都)	300	100	航空代理店業
サンキュウビジネスサービス株式会社 (東京都)	30	100	ビル設備管理業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東日本 (千葉県)	99	100	運輸業
山九東日本サービス株式会社 (千葉県)	46	96.9	人材サービス業
日本工業検査株式会社 (神奈川県)	90	100	非破壊検査業
株式会社山九海陸 (神奈川県)	51	91.2	港湾運送業
山九近畿サービス株式会社 (大阪府)	30	100	人材サービス業
株式会社サンキュウ・トランスポート・中国 (山口県)	50	100	運輸業
株式会社サンキュウ・トランスポート・九州 (福岡県)	40	100	運輸業
株式会社インフォセンス (福岡県)	100	100	情報サービス業
平和扶桑テクノ株式会社 (大分県)	46	94.5	機器据付業
Sankyu Southeast Asia Holdings Pte.Ltd. (シンガポール)	百万SG\$ 247.3	100	地域統括
P.T.Sankyu Indonesia International (インドネシア)	百万US\$ 15.2	62.6	運輸・機器据付業
Sankyu(Singapore)Pte.Ltd. (シンガポール)	百万SG\$ 15.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu(Malaysia)Sdn.Bhd. (マレーシア)	百万MYR 8.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu – Thai Co.,Ltd. (タイ)	百万THB 172.0	98.1	運輸・倉庫・機器据付業

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Sankyu Saudi Arabia Co. (サウジアラビア)	百万SAR 160.0	100	運輸・機器据付業
山九東源国際(香港)有限公司(中国)	百万HK\$ 32.0	98.8	運輸・倉庫業
広州山九物流有限公司(中国)	百万人民元 16.0	99.8	運輸・倉庫業
上海経貿山九儲運有限公司(中国)	百万US\$ 4.7	90	運輸・倉庫業
北京山九物流有限公司(中国)	百万US\$ 7.0	100	運輸・倉庫業
Sankyu S/A (ブラジル)	百万BRL 174.4	100	運輸・機器据付業

7. 主要な事業内容

山九グループは、「産業界を支える総合サービス業」として、次の事業を行っており、国内及び海外において幅広く一貫責任体制のもとに業務を実施しております。

<p>物流事業</p> <p>〔 港 湾 一 国 際 構 内 〕</p>	<p>荷主又は船舶運送事業者の委託により、港湾における船舶の貨物荷卸し・積込み、本船内での荷繰り業務等の実施、貨物の上屋・倉庫の保管・入出庫業務、輸出入貨物の乙仲・通関及び船舶代理店業務、国際複合輸送を実施しております。併せて、一般貨物の自動車輸送並びに廃棄物等の特殊輸送を実施しております。</p> <p>また、お客様の工場構内における原材料及び製品の輸送、製品の梱包・倉庫保管・出荷等の構内物流業務を実施しております。</p>
<p>機工事業</p> <p>〔 設 備 工 事 重 量 機 工 場 メン テナ ンス 設 備 土 建 〕</p>	<p>製鉄機械、石油化学及び電力関連装置、橋梁・産業機械、環境整備設備等の機器製作・据付、配管工事並びにこれら装置類の管理から検査、補修までを行うメンテナンス業務の実施と併せ、装置類据付に伴う土木基礎工事、建屋建築工事等も実施しております。また、モジュールプラント等の重量物輸送を実施しております。</p>
<p>その他の</p> <p>〔 土 木 ・ 建 築 産 業 其 他 〕</p>	<p>上記2事業以外に、土木・建築工事、機材賃貸及び不動産取引等の業務を実施しております。また、情報システム、人材派遣、保険代理店等のサービス等を実施しております。</p>

8. 主要な営業所及び事業所

本店 福岡県北九州市門司区港町6番7号

本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

営業担当

営業第1部（東京都）、営業第2部（東京都）、営業第3部（東京都）、営業第4部（東京都）

物流事業本部

物流企画部（東京都）、AEO監査部（東京都）、陸運部（東京都）

国際・港運事業部

港運部（東京都）、国際フォワーディング部（東京都）、輸出入推進部（東京都）

3PL事業部

3PL企画営業部（東京都）、3PL業務部（東京都）

オペレーションサポート事業部

オペレーションサポート1部（東京都）、オペレーションサポート2部（東京都）

機工事業本部

機工企画部（東京都）

事業戦略担当

事業戦略部（東京都）

インフラ事業推進担当

インフラ事業推進部（東京都）

E&M第1事業部

E&M第1事業統括部（福岡県）、設計部（福岡県）、製造部（福岡県）、プラント工事部（福岡県）、鉄鋼メンテナンス部（東京都）、設備土建部（福岡県）、重量機工部（福岡県）、機材部（福岡県）

E&M第2事業部

E&M第2事業統括部（東京都）、メンテナンス技術部（千葉県）、エンジニアリング部（東京都）、海外プロジェクト部（東京都）

海外事業本部

海外統括部（東京都）

東南アジアエリア

中国・東アジアエリア

中国・東アジア事業推進部（東京都）

海外事業統括 兼 米・欧州担当

技術・開発本部

技術・開発部（東京都）、品質保証部（福岡県）、IT企画部（東京都）

東日本エリア

東日本エリア統括部（千葉県）、君津支店（千葉県）、設備エンジニアリングセンター（千葉県）、
鹿島鉄鋼支店（茨城県）、千葉支店（千葉県）、苫小牧支店（北海道）、鹿島支店（茨城県）

首都圏エリア

首都圏エリア統括部（東京都）、北関東支店（埼玉県）、東北支店（宮城県）、東京支店（東京都）、
横浜支店（神奈川県）、首都圏DC支店（神奈川県）

中部エリア

中部エリア統括部（愛知県）、静岡支店（静岡県）、東海支店（愛知県）、知多支店（愛知県）、
名古屋支店（愛知県）、四日市支店（三重県）、三重支店（三重県）

関西エリア

関西エリア統括部（大阪府）、関西エリア開発営業部（大阪府）、泉北支店（大阪府）、
北陸支店（富山県）、関西支店（大阪府）、大阪支店（大阪府）、
京滋支店（京都府）、神戸支店（兵庫県）、兵庫支店（兵庫県）

中・四国エリア

中・四国エリア統括部（広島県）、岡山支店（岡山県）、四国支店（愛媛県）、東中国支店（広島県）、
広島支店（広島県）、岩国支店（山口県）、光支店（山口県）、周南支店（山口県）

九州エリア

九州エリア統括部（福岡県）、九州エリア開発営業部（福岡県）、八幡支店（福岡県）、
北九州支店（福岡県）、門司支店（福岡県）、若松支店（福岡県）、福岡支店（福岡県）、
大分支店（大分県）、大分東支店（大分県）、宮崎支店（宮崎県）

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
29,614名	1,058名減

(注) 従業員数は、山九グループからグループ外への出向者（65名）を除き、グループ外から山九グループへの出向者（80名）を含む就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12,292名	57名増	41.3歳	15.1年

(注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者（1,082名）を除き、他社から当社への出向者（167名）を含む就業人員であります。

10. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	23,694
株式会社三菱UFJ銀行	21,094
株式会社三井住友銀行	5,215

百万円

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社単体の金額を記載しております（グループ内借入を除く）。

II 会社の株式に関する事項

1. 株式数 発行可能株式総数 200,000,000株
発行済株式の総数 55,470,257株
(自己株式 2,928,798株を含む)

2. 株主数 10,374名

3. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,934	15.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,768	9.07
日本製鉄株式会社	2,061	3.92
公益財団法人ニビキ育英会	1,960	3.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,848	3.52
山九従業員持株会	1,587	3.02
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	1,329	2.53
株式会社みずほ銀行	1,212	2.31
明治安田生命保険相互会社	1,200	2.28
JP MORGAN CHASE BANK 385632	917	1.75

- (注) 1. 自己株式は、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中村公一	CEO
代表取締役社長	中村公大	COO
代表取締役副社長	吾郷康人	
代表取締役専務取締役	諸藤克明	管理・ESG管掌 財務担当 CFO
代表取締役専務取締役	大庭政博	事業管掌
代表取締役専務取締役	青木信之	エリア管掌 兼エリア統括 兼安全統括
社 外 取 締 役	岡橋輝和	(株)インフォマート 社外取締役 (株)マーキュリアホールディングス 社外取締役
社 外 取 締 役	小川誠	
社 外 取 締 役	齋木尚子	双日(株) 社外取締役 (株)小松製作所 社外取締役 (株)日本政策投資銀行 社外取締役
社 外 取 締 役	高田明	
社 外 取 締 役	石田徹	日本商工会議所・東京商工会議所顧問 三井金属鉱業(株)社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	結城俊雄	
常勤監査役	辻義輝	
社 外 監 査 役	白羽龍三	公認会計士、東電設計(株) 社外監査役
社 外 監 査 役	島田邦雄	弁護士、東急(株) 社外取締役

- (注) 1. 2024年6月26日開催の第115回定時株主総会において、石田徹氏が取締役に、結城俊雄氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2024年6月26日開催の第115回定時株主総会の終結の時をもって、野中美三夫氏は辞任により監査役を退任いたしました。
3. 取締役岡橋輝和、小川誠、齋木尚子、高田明、石田徹の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役白羽龍三、島田邦雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 取締役岡橋輝和、小川誠、齋木尚子、高田明、石田徹、監査役白羽龍三、及び島田邦雄の7氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
6. 常勤監査役結城俊雄氏は、金融に関する高い見識のもと経営企画担当としての長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 常勤監査役辻義輝氏は、金融機関における長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外監査役白羽龍三氏は、公認会計士としての長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 社外監査役島田邦雄氏は、弁護士としての長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当事業年度末日後の取締役の異動
2025年4月1日付をもって、取締役の担当の一部が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当	異 動 日
取 締 役 会 長	中 村 公 一	取締役会議長	2025年4月1日
代 表 取 締 役 社 長	中 村 公 大	CEO	2025年4月1日
代表取締役専務取締役	諸 藤 克 明	管理・ESG管掌 CFO	2025年4月1日
代表取締役専務取締役	青 木 信 之	エリア管掌 兼エリア統括 兼安全統括 COO	2025年4月1日
取 締 役	吾 郷 康 人	社長 CEO付	2025年4月1日
取 締 役	大 庭 政 博	社長 CEO付	2025年4月1日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材確保、職務執行の委縮の防止のため、保険会社と取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、2025年10月に更新の予定であります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

②補填の対象となる保険事故の概要

- ・第三者に対して損害を与えたとして、第三者から役員が損害賠償を請求された場合
- ・株主代表訴訟により、会社に損害を与えたとして、会社から役員が損害賠償を請求された場合

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

① 基本方針

当社は取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は取締役及び監査役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案のうえ、取締役及び監査役の職位及び職責に応じて決定するものとしております。なお、当基本方針は取締役会にて決議しております。

② 基本報酬及び賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役報酬は、基本報酬と賞与で全額が構成されております。基本報酬については、各役職別に応じた基本報酬を月額で支給する一方、賞与は業績に応じて支給されます。賞与の算定方法については、事業運営の全体の成果として、当社の当該事業年度経常利益額を基に、各役職別の係数を乗じて算出し、賞与支給額を決定しております。

当事業年度における賞与算出の指標である経常利益の目標は320億円であり、その実績は338億70百万円となりました。

③ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役報酬額は取締役会にて、また監査役報酬額は監査役会の協議にて、株主総会で決議された報酬限度額を超えない範囲で決議しております。

役員報酬限度額は、2024年6月26日開催の第115回定時株主総会において決議されております。取締役については、報酬限度額を年額12億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役については、報酬限度額を年額2億10百万円以内としております。当該株主総会決議時点における取締役の対象員数は11名（うち社外取締役5名）、監査役の対象員数は4名となります。

④ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会にて決議していることから適正であると判断しております。

(2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分		報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
			基本報酬	賞与	
取締役	取締役（社外取締役を除く）	766,000	369,600	396,400	6
	社外取締役	63,750	56,250	7,500	5
監査役	監査役（社外監査役を除く）	75,200	48,000	27,200	3
	社外監査役	37,600	24,000	13,600	2
合計		942,550	497,850	444,700	16

5. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡橋輝和	同氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（93％）に出席しています。取締役会においては、グローバルな企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、意見を述べ、またリスクを指摘して問題提起をする等、取締役会の妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。また、同氏は独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の委員長を務めています。当事業年度において指名委員会は4回開催され、その全てに出席しています。
	小川誠	同氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回（100％）に出席しています。行政での経験による高い専門性、幅広い見識に基づき、主に人事・労政や組織運営等に関して意見を述べる等、取締役会の妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。また、同氏は独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会の委員長を務めています。当事業年度において報酬委員会は6回開催され、その全てに出席しています。
	齋木尚子	同氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回（100％）に出席しています。行政での経験による高い専門性、幅広い見識に基づき、主に人的資本経営、海外戦略、コンプライアンス等に関連する分野の意見を述べる等、取締役会の妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。また、同氏は独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された指名委員会の全てに出席しています。
	高田明	同氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回（100％）に出席しています。企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、主に経営戦略やIR・SR等に関連する分野の意見を述べる等、取締役会の妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。また、同氏は独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された報酬委員会の全てに出席しています。
	石田徹	同氏は、社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会10回のうち10回（100％）に出席しています。行政での経験による高い専門性、幅広い見識、また企業経営者としての豊富な経験に基づき、主に組織運営、戦略投資、リスクマネジメント等に関連する分野の意見を述べる等、取締役会の妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。また、同氏は独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された指名委員会の全てに出席しています。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	白羽龍三	同氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回（100%）出席し、取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を行いました。また、監査役会16回のうち16回（100%）に出席し、公認会計士としての専門的見地から監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
	島田邦雄	同氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち11回（79%）出席し、取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を行いました。また、監査役会16回のうち15回（94%）に出席し、弁護士としての専門的見地から監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

(2) 重要な兼職と当社グループとの関係

- ①社外取締役 岡橋輝和氏の兼職先と当社グループとの間には重要な取引関係等はありません。
- ②社外取締役 齋木尚子氏の兼職先と当社グループとの間には重要な取引関係等はありません。
- ③社外取締役 石田徹氏の兼職先と当社グループとの間には重要な取引関係等はありません。
- ④社外監査役 白羽龍三氏の兼職先と当社グループとの間には重要な取引関係等はありません。
- ⑤社外監査役 島田邦雄氏の兼職先と当社グループとの間には重要な取引関係等はありません。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき報酬等の額	94,000千円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人からの見積書及び担当部署による査定の内容を精査した結果、前年実績・監査品質・監査計画時間を鑑み妥当であると全員が合意し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sankyu(Singapore)Pte.Ltd.(シンガポール)、上海経貿山九儲運有限公司(中国)、Sankyu S/A(ブラジル)をはじめとした海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

3. 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	280,256	流動負債	139,070
現金及び預金	47,542	支払手形及び買掛金	52,105
受取手形、売掛金及び契約資産	218,581	短期借入金	18,827
有価証券	1,057	1年内償還予定の社債	10,000
未成作業支出金	1,869	リース債務	3,097
その他の棚卸資産	2,572	未払法人税等	10,387
その他	8,918	契約負債	3,170
貸倒引当金	△284	賞与引当金	12,665
		役員賞与引当金	542
		工事損失引当金	468
		完成工事補償引当金	64
		その他	27,741
固定資産	264,933	固定負債	109,055
有形固定資産	184,350	社債	15,000
建物及び構築物	70,579	長期借入金	37,402
機械装置及び運搬具	14,301	リース債務	5,169
土地	57,916	繰延税金負債	986
リース資産	7,527	再評価に係る繰延税金負債	4,343
建設仮勘定	11,831	役員退職慰労引当金	237
その他	22,194	退職給付に係る負債	31,204
		資産除去債務	3,524
		その他	11,188
無形固定資産	9,541	負債合計	248,126
のれん	1,592	(純資産の部)	
その他	7,949	株主資本	258,327
		資本金	28,619
投資その他の資産	71,040	資本剰余金	12,715
投資有価証券	32,541	利益剰余金	230,048
退職給付に係る資産	21,417	自己株式	△13,056
繰延税金資産	6,696	その他の包括利益累計額	34,884
その他	10,779	その他有価証券評価差額金	12,313
貸倒引当金	△395	繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△69
資産合計	545,189	為替換算調整勘定	13,812
		退職給付に係る調整累計額	8,828
		非支配株主持分	3,851
		純資産合計	297,063
		負債純資産合計	545,189

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		606,791
売上原価		533,136
売上総利益		73,654
販売費及び一般管理費		29,709
営業利益		43,945
営業外収益		
受取利息	942	
受取配当金	1,053	
持分法による投資利益	108	
その他	1,515	3,620
営業外費用		
支払利息	1,264	
その他	1,622	2,886
経常利益		44,679
特別利益		
投資有価証券売却益	953	953
特別損失		
減損損失	633	633
税金等調整前当期純利益		44,999
法人税、住民税及び事業税	14,898	
法人税等調整額	△1,053	13,845
当期純利益		31,154
非支配株主に帰属する当期純利益		406
親会社株主に帰属する当期純利益		30,747

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	179,001	流動負債	151,089
現金及び預金	6,649	買掛金	37,678
受取手形	3,534	短期借入金	50,000
売掛金	126,856	1年内返済予定の長期借入金	16,245
契約資産	33,693	1年内償還予定の社債	10,000
未成作業支出金	513	リース債務	2,533
その他の棚卸資産	2,318	未払金	4,638
前払費用	1,413	未払法人税等	7,649
短期貸付金	10	未払消費税等	1,419
関係会社短期貸付金	87	未払費用	4,438
未収入金	668	契約負債	1,893
その他	3,264	預り金	2,118
貸倒引当金	△10	前受収益	3
固定資産	237,030	賞与引当金	11,893
有形固定資産	126,884	役員賞与引当金	444
建物	57,042	完成工事補償引当金	31
構築物	3,450	その他	100
機械装置	5,916	固定負債	89,101
船舶	0	社債	15,000
車両運搬具	1,415	長期借入金	36,407
工具器具備品	2,244	リース債務	4,092
土地	49,521	退職給付引当金	25,238
リース資産	6,023	再評価に係る繰延税金負債	4,343
建設仮勘定	1,269	資産除去債務	3,464
無形固定資産	6,635	その他	555
借地権	1,199	負債合計	240,190
ソフトウェア	3,486	(純資産の部)	
電話加入権	169	株主資本	164,052
その他	1,779	資本金	28,619
投資その他の資産	103,510	資本剰余金	11,936
投資有価証券	25,397	資本準備金	11,936
関係会社株式	51,973	利益剰余金	136,552
出資金	12	利益準備金	310
関係会社出資金	3,773	その他利益剰余金	136,242
長期貸付金	129	固定資産圧縮積立金	903
関係会社長期貸付金	793	別途積立金	98,900
破産更生債権等	171	繰越利益剰余金	36,439
長期前払費用	491	自己株式	△13,056
前払年金費用	9,485	評価・換算差額等	11,788
差入保証金	4,070	その他有価証券評価差額金	11,858
繰延税金資産	6,013	繰延ヘッジ損益	△0
その他	1,544	土地再評価差額金	△69
貸倒引当金	△346	純資産合計	175,840
資産合計	416,031	負債純資産合計	416,031

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		430,568
売上原価		380,611
売上総利益		49,956
販売費及び一般管理費		18,558
営業利益		31,398
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	3,860	
受取賃貸料	222	
その他	367	4,514
営業外費用		
支払利息	834	
社債利息	126	
その他	1,081	2,042
経常利益		33,870
特別利益		
投資有価証券売却益	594	594
特別損失		
減損損失	634	634
税引前当期純利益		33,829
法人税、住民税及び事業税	10,050	
法人税等調整額	△1,034	9,015
当期純利益		24,814

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

山九株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上田 知範
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 窪田 真

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山九株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山九株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制上の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

山九株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上田 知 範
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 窪 田 真

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山九株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、オンライン会議も活用しながら取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン会議も活用しながら意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社に対して事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

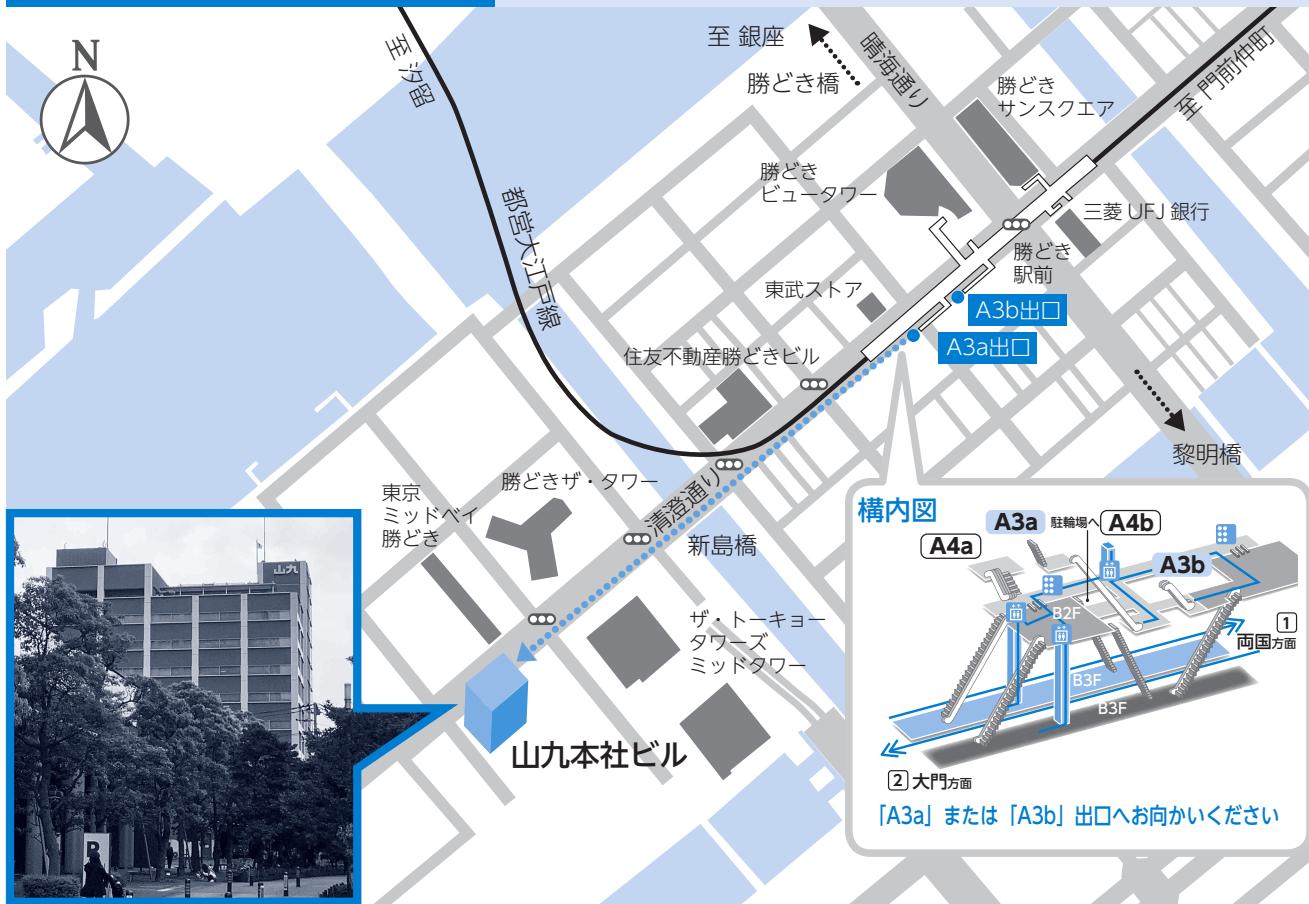
山 九 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役	結 城 俊 雄 ㊟
常勤監査役	辻 義 輝 ㊟
社外監査役	白 羽 龍 三 ㊟
社外監査役	島 田 邦 雄 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区勝どき六丁目5番23号
当社会議室

当日のお問い合わせ
代表 03 (3536) 3939



交通アクセス

地下鉄をご利用の場合
都営大江戸線「勝どき」駅下車
A3a、A3b出口から徒歩約10分



都営バスをご利用の場合
「山九本社前」下車
(バス停正面)



バス停「勝どき駅前」から、「豊海水産埠頭行」をご利用ください。都営バスは「都04」(東京駅丸の内南口発)と「門33」(亀戸駅前発)の2系統がございます。

 **山九株式会社**
証券コード:9065
<https://www.sankyu.co.jp/>

 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

 ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915

電子提供措置の開始日2025年6月3日

第116回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

山九株式会社

会社の体制及び方針

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（以下、内部統制システムという）として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。

1. 内部統制システム

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役、従業員が企業活動・社会生活を営むうえで遵守しなければならない事項を明確にすることで、役職員による企業人・社会人としての透明度の高い企業活動及び規律ある行動を通して、会社の健全な発展・個人の幸福に資することを「倫理規程」に定めています。また、企業倫理並びに法令及び定款・社則・規程等の社内で行き決めたルールを遵守することを「コンプライアンス規程」に定めており、これらを遵守する体制を整備しています。
- ② 当社取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催しています。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めています。また、当社は監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めています。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図っています。
- ③ 反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行ってはならない旨を規定しています。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており、所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報管理基本規程」に基づき、すべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っています。また、「文書管理規程」、「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施しています。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループは、「リスクマネジメント規程」に基づき、グループの運営上、将来的に顕在化する可能性のあるリスクを選定、評価して対策を講じ、また既に顕在化したリスクへの対策を管理することにより、事業の継続が脅かされる事態を未然に防止することとしています。
- ②当社グループは、リスクマネジメントに関する重要事項を審議・決定するため、リスクマネジメント委員会を設置し、原則年2回開催しています。委員会において審議・報告された内容は経営会議に報告され、その結果は取締役会へ報告されます。特に重要な影響を及ぼす恐れのあるものは、速やかに経営会議及び取締役会に報告されます。
- ③当社グループは、「クライシスマネジメント規程」に基づき、グループの経営や役職員の危機に伴い、緊急の行動をとる必要があると判断される緊急事態が発生した場合には、その対応及び拡大の防止に努めています。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えています。
- ④事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を策定しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っています。また、経営方針及び経営戦略などに関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行います。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しています。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」、「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めています。
- ③取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行しています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定しています。当社取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っています。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っています。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進しています。
- ②当社は、国内グループ及び取引先など関係者の内部通報制度である「さんきゅうホットライン」、及び当社の「公益通報窓口」を設置し、コンプライアンス上の問題を自浄作用で早期に是正し、職制によりコンプライアンス体制を補完しています。
- ③コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施しています。
- ④内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び関係会社についての業務・会計などの監査を実施しています。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っています。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っています。
- ⑤法律等が改正・変更になった場合には、主管部門が中心となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通達及びその徹底を図るための社内教育などの必要な施策を講じています。
- ⑥金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告に係る内部統制に関する体系を明確にするとともに、体制、責任者、実施内容などの基本項目を定めて適切な運用を図っています。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループは、グループ経営の基本原則に従い、相互協調の精神をもってグループの総合力を発揮し、その発展に寄与することを目的とする「関係会社管理運営規程」に基づき、当社と関係会社（持分法適用会社を除く、以下同様）の業務の適正を確保しています。
- ②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社は、経営上重要な行為を行おうとする場合、当社への事前協議及び報告を行っています。また、関係会社責任者会議を開催し、当社との連携強化を図り、グループ内での情報共有を行っています。
- ③子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
a.関係会社は、当社の「リスクマネジメント規程」に基づき、当社の主管部・担当部を通じ、リスクマネジ

メント委員会へ潜在リスクの選定・評価・対策などの報告、及び顕在化したリスクへの対策管理の報告を行っています。

b.関係会社は、当社の「クライシスマネジメント規程」に基づき、緊急事態への対応とその拡大の防止に努めます。当社が設置した特別対策本部の下で、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。

④子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社は、経営上重要な行為を行おうとする場合の事前協議において、担当部からの指導・支援を受け、主管部との協議を経ることとしており、業務の適切性と円滑化を図り、グループ全体の経営効率の向上を図ります。

⑤子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

a.関係会社は、「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っています。

b.関係会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き、法令に違反したり、その他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、速やかに主管部に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役（当社と関係会社）に報告しています。また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めます。

c.当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したり、その他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、コンプライアンス委員会及び監査役（当社と関係会社）に報告し是正を求めます。また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めます。

d.内部通報制度を国内グループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切な運営を行っています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議のうえ、同意を得て配置することとしています。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとしています。また、当該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分などは監査役会の同意を得なければならないものとしています。

(9) 監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制

- a.取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならないとしています。
- b.監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査などを行います。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告などの意見表明、取締役の違反行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じることができます。
- c.取締役及び使用人は、内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、監査役へ報告を行います。

②子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人等、又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならないとしています。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告者や内部通報者に対しては、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないこととして
います。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用
又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができます。また、
監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合の費用については、会社に請求することができます。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①内部監査部が行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、
監査役は、公認会計士、弁護士などの外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保しています。
- ②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべ
き課題、会社を取り巻くリスクの他、監査上の重要課題などについて意見を交換し、代表取締役との相互認
識と信頼関係を深めるよう努めています。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下
のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス規程に従い、グループ全体を統括するコンプライアンス委員会、その下部組織として各事業
本部及び各エリアなどにコンプライアンスサブ委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化を図っており
ます。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスに関する重要事項等の
審議及び事前に開催したコンプライアンスサブ委員会等の報告を行いました。

(2) リスク管理体制

リスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会を3回開催しました。将来的に顕在化する可能性
のあるリスクの選定及び評価、既に顕在化しているリスクへの対策状況を確認し、経営会議に報告しています。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役5名を含む取締役11名で構成されており、取締役会規程に従い適切に運営されています。当事業年度においては、14回開催され、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督などを行いました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度においては、16回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行いました。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や、代表取締役との定期的な会合、内部監査部との情報交換等により、監査の実効性の確保に努めています。

(5) 内部監査の実施

監査規程に従い、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計などの監査を実施しました。内部監査の計画と結果は、監査担当役員の承認を得て、年2回定期的に取り締役に報告しています。また、監査役にも報告し、定期的に情報交換を実施しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	28,619	12,715	235,797	△24,132	253,000
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△10,464	—	△10,464
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	30,747	—	30,747
自己株式の取得	—	—	—	△15,008	△15,008
自己株式の消却	—	△0	△26,083	26,083	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	51	—	51
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	△5,748	11,075	5,326
当期末残高	28,619	12,715	230,048	△13,056	258,327

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	15,145	10	105	8,104	5,679	29,046	3,385	285,433
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△10,464
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	30,747
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△15,008
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	51
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,831	△11	△175	5,707	3,149	5,837	465	6,303
連結会計年度中の変動額合計	△2,831	△11	△175	5,707	3,149	5,837	465	11,629
当期末残高	12,313	△0	△69	13,812	8,828	34,884	3,851	297,063

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称

(株)山九海陸

山九重機工(株)

(株)スリーエス・サンキュウ

山九プラントテクノ(株)

日本工業検査(株)

(株)インフォセンス

Sankyu (Singapore) Pte.Ltd.

P.T.Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

日合工業(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

(関連会社)

サンネット物流(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

協和海運(株)、(株)沖永開発

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の29社の事業年度の末日は12月31日であります。

Sankyu (Singapore) Pte.Ltd.

P.T.Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

上海経貿山九儲運有限公司 他 海外連結子会社 25社

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①未成作業支出金 個別法による原価法

②その他の棚卸資産 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

a 建物 主として定額法

b その他の有形固定資産 主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。

また、顧客関連資産は、原則として発生日以降その効果が発現すると見積もられる期間に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④工事損失引当金

受注工事・作業の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成工事・作業のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事・作業について、損失見込額を計上しております。

- ⑤完成工事補償引当金
完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。
- ⑥役員退職慰労引当金
連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。
- (8) 収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。
- ①物流事業
当社グループでは、港湾区域での物流作業、貨物輸送及び倉庫内作業、国際物流作業、顧客工場構内での物流作業等を顧客に提供しております。
これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
なお、当社グループが代理人に該当するときには、純額で収益を認識しております。
- ②機工事業
当社グループでは、機工事業において、設備工事及び設備土建、保全作業等を顧客に提供しております。
これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りは、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。
- (9) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段 金利スワップ取引
ヘッジ対象 借入金
- b. ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

比率分析によっております。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

5～10年間で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

2. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したこと等に伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2026年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、従来から変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 機工事業における一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいた収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

機工事業における売上高	226,752百万円
機工事業における契約資産	44,097百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事契約については一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出(インプット法)しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

見積総原価は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しております。ただし、外注価格および資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加費用の発生など想定外の事象により見積総原価が増減した場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。特に過去類似の作業実績がない案件については、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

機工事業の工事のうち、当連結会計年度末の未完成工事の各金額は次のとおりであります。

未完成工事の実行予算売上高	154,509百万円
未完成工事の当連結会計年度に計上した見積売上高	56,908百万円
未完成工事の翌連結会計年度以降に計上される売上高	93,828百万円

2. 工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金	468百万円
---------	--------

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

受注工事・作業の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未完成工事・作業のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事・作業について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

工事損失見込額の見積りに用いた見積総原価は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しております。ただし、外注価格および資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加費用の発生など想定外の事象により見積総原価が増減した場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。特に過去類似の作業実績がない案件については、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. その他の棚卸資産	
販売用不動産	6百万円
貯蔵品	2,565百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	209,953百万円
3. 保証債務	
従業員及び関係先等の銀行借入他に対する保証額	405百万円

4. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,994百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	61,757,978	—	6,287,721	55,470,257
自己株式				
普通株式	6,273,407	2,943,112	6,287,721	2,928,798

(変動事由の概要)

発行済株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 6,287,721株

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,612株

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 2,941,500株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 6,287,721株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,993	90.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	5,470	102.00	2024年9月30日	2024年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,830	利益剰余金	130.00	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、原則として短期的な預金等に限定しております。資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ内資金の有効活用を図る一方、必要な資金を効率的に調達することとし、主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー及び社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金は、原則として固定金利による支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、流動資産に計上した有価証券、未払法人税等は短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

また、1年以内に返済される長期借入金(16,767百万円)は長期借入金に含めております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時 価 (* 1)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (* 2)	25,000	25,000	—
(2) 社債	(25,000)	(23,969)	△1,030
(3) 長期借入金	(54,170)	(53,379)	△791
(4) リース債務	(8,267)	(7,991)	△275
(5) デリバティブ取引			
為替予約取引	(1)	(1)	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 市場価格のない株式等 (7,541百万円) は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。なお、市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	2025年3月31日
非上場株式	7,214
投資事業有限責任組合	326

3. 金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次の通りであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	24,922	－	77	25,000
資産計	24,922	－	77	25,000
(1) デリバティブ取引				
為替予約取引	－	1	－	1
負債計	－	1	－	1

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 社債	－	23,969	－	23,969
(2) 長期借入金	－	53,379	－	53,379
(3) リース債務	－	7,991	－	7,991
負債計	－	85,341	－	85,341

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 資産

投資有価証券

原則として、株式（外国株式を含む）につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、活発な市場で取引されているため、レベル1に分類しております。

例外として、レベル3に分類している金融商品のうち、在外子会社が保有している一部の非上場株式は、EBITDA倍率(6.30倍)もしくは売上高倍率(0.25倍)を用いた類似企業比較法により公正価値を測定しております。なお、EBITDA倍率もしくは売上高倍率が上昇(下落)した場合、公正価値は増加(減少)します。

② 負債
社債

元利金の合計額を、発行時の社債金利と同期間の国債金利との差額を信用リスクとして計算して、当連結会計年度末日の国債(残存期間)金利に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

長期借入金・リース債務

元利金の合計額を、市場における同様の新規借入れまたはリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

③ デリバティブ取引
為替予約取引

為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

借地上の建物の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年~50年と見積り、割引率は主として2.23%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,114百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	373百万円
時の経過による調整額	37百万円
その他増減額(△は減少)	△0百万円
期末残高	<u>3,524百万円</u>

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を、原材料や製品の輸送を担う物流事業と、生産設備の建設・維持を担う機工事業の2つの主力事業収益を地域別に分解した内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	物流事業	機工事業	その他 (* 1)	調整額	地域別売上高計 (* 4)
日本	267,163	269,705	31,567	△66,377	502,058
アジア (* 2)	70,468	24,554	108	△3,724	91,406
北・南米 (* 3)	6,961	9,108	—	△2,743	13,325
内部取引高	△49,028	△20,078	△3,738	72,846	—
合計	295,564	283,289	27,937	—	606,791

(* 1) 「その他」の区分は「物流事業」、「機工事業」に含まれない事業セグメントであり、情報システム、人材派遣、機材賃貸、土木・建築工事等の関連サービスを実施しております。

(* 2) 「アジア」に含まれる地域は、東アジア (中国、香港、台湾)、東南アジア (シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)、南アジア (インド)、中東 (サウジアラビア他) であります。

(* 3) 「北・南米」に含まれる地域は、米国、ブラジルであります。

(* 4) 当社グループは各地域において各法人に属する設備・従業員等により顧客と密接に結びつきながらサービスを提供しているため、地域別の分解は各社の所在地を基礎としております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、「物流事業」、「機工事業」および「その他」を営んでおります。

(1) 「物流事業」

物流事業において、実施している作業は主に請負契約等に基づいて行われており、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合は、報告期間の末日において見積った履行義務の充足に係る進捗度に応じて、作業期間にわたって収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出(インプット法)しております。また、顧客からの対価の支払いは、対価の計上時から概ね1年以内に行われており、約束された対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

① 港湾区域での物流作業

日本国内の港湾区域にて、コンテナターミナルの運営、貨物の船舶への積み込み・荷卸し、および船舶代理店業務等を、顧客である海運事業者からの依頼を受けて行っております。取引金額は、貨物およびコンテナの種類、附帯作業等に基づいた単価契約や注文書等に基づき合意された金額をもとに算定しております。一部取引(船舶代理店業務等)については、代理人取引と判断し、売上高に含めておりません。

② 貨物輸送及び倉庫内作業

日本および国外において、受託された貨物の輸配送および倉庫内での入出庫・保管、流通加工業務等を、顧客である荷主または荷主から委託された事業者からの依頼を受けて行っております。取引金額について、貨物輸送は取扱量ならびに輸送量、倉庫作業は取扱量ならびに保管期間等に基づいた単価契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。

③国際物流

日本および国外において、顧客からの依頼に基づいた貨物の輸出または輸入申告や、陸上・海上・航空の輸送手段を利用した国際一貫輸送など包括的な物流業務を行っております。取引金額について、輸出・輸入申告作業は単価契約、国際一貫輸送は取扱量ならびに輸送距離等に基づいた単価契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。なお、当社グループが当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識しており、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を認識しております。

④顧客工場構内での物流作業

日本および国外において、顧客の工場構内の操業支援ならびに生産された製品、その原材料、資材等の入出荷、保管、輸送業務を、顧客から依頼を受けて行っております。取引金額は、取扱量に基づいた単価契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。

(2)「機工事業」

機工事業において、実施している作業は、主に工事請負契約に基づいて行われており、工事の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合は、報告期間の末日において見積った履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出(インプット法)しております。一方で、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足する際に発生するコストを回収すると見込んでいる場合は、回収することが見込まれるコストの範囲でのみ収益を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。

なお、顧客からの対価の支払いは、対価の計上時から概ね1年以内に行われております。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

①設備工事及び設備土建

設備工事及び設備土建においては、顧客構内での製鉄機械、石油化学及び電力関連装置をはじめとした産業設備の建設や機器の据付、配管工事等を行っております。取引価格については、顧客との間の各種基本契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。

②保全作業

保全作業においては、顧客構内の産業設備に係るSDM（大型定期修理工事）及び日常保全を行っております。取引価格については、SDMの場合は、顧客との間の各種基本契約や注文書に基づき、合意された金額をもとに算定し、日常保全の場合は、作業ごとの単価契約に基づいた金額をもとに算定しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	160,835	173,820
契約資産	37,086	44,760
契約負債	1,647	3,170

顧客との契約から生じた債権には営業債権が含まれております。

契約資産は、機工事業における工事請負契約についての進捗度の測定に基づいて認識した売上収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。また、契約負債には顧客からの前受金等が含まれております。

なお、当連結会計年度中に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額に重要性はありません。

当連結会計年度中において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格は95,363百万円です。当該履行義務は主に機工事業における工事請負契約に係るものであり、作業の進捗に応じて主として3年以内に売上高として認識されると見込まれます。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,580円58銭
2. 1株当たり当期純利益	570円99銭

(重要な後発事象)

自己株式の取得および消却

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

当社自己資本構成の最適化と株主還元強化を通じて、企業価値の向上を図ることを目的として、自己株式の取得及び消却を実施いたします。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 500万株（上限）
（決議日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.52%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月13日から2026年2月27日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2025年5月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得の終了時点における当社の発行済株式総数の5%に相当する数を超える自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2026年3月16日 |

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	28,619	11,936	0	11,936	310	910	98,900	48,114	148,235	△24,132	164,659
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△10,464	△10,464	-	△10,464
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	24,814	24,814	-	24,814
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△15,008	△15,008
自己株式の消却	-	-	△0	△0	-	-	-	△26,083	△26,083	26,083	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△6	-	6	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	51	51	-	51
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	-	△6	-	△11,675	△11,682	11,075	△607
当期末残高	28,619	11,936	-	11,936	310	903	98,900	36,439	136,552	△13,056	164,052

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	13,997	10	105	14,114	178,773
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△10,464
当期純利益	-	-	-	-	24,814
自己株式の取得	-	-	-	-	△15,008
自己株式の消却	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	51
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,138	△11	△175	△2,325	△2,325
事業年度中の変動額合計	△2,138	△11	△175	△2,325	△2,933
当期末残高	11,858	△0	△69	11,788	175,840

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ①市場価格のない株式等以外のもの 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成作業支出金 個別法による原価法
 - (2) その他の棚卸資産 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - ①建物 定額法
 - ②その他の有形固定資産 主として定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物15年~50年、機械装置5年~17年となっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 完成工事補償引当金
完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。
 - (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

(1) 物流事業

当社では、港湾区域での物流作業、貨物輸送及び倉庫内作業、国際物流作業、顧客工場構内での物流作業等を顧客に提供しております。

これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当するときには、純額で収益を認識しております。

(2) 機工事業

当社では、機工事業において、設備工事及び設備土建、保全作業等を顧客に提供しております。

これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- | | |
|--------|-----------|
| ①ヘッジ手段 | 金利スワップ取引 |
| ヘッジ対象 | 借入金 |
| ②ヘッジ手段 | 為替予約 |
| ヘッジ対象 | 外貨建金銭債権債務 |

(3) ヘッジ方針

当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。

- (4) ヘッジ有効性評価の方法
比率分析によっております。
9. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。
従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。
法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。
2. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用
「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響は軽微であります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 見積りの内容
機工事業における一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいた収益認識
2. 当事業年度の計算書類に計上した金額
機工事業における売上高 170,307百万円
機工事業における契約資産 33,341百万円
3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報
上記金額の算出方法は、連結注記表「重要な会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. その他の棚卸資産
販売用不動産 6百万円
貯蔵品 2,311百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 138,085百万円
3. 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 3,021百万円
4. 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務 57,728百万円
5. 保証債務
従業員及び関係会社等の銀行借入他に対する保証額 3,735百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売 上 高

6,563百万円

仕 入 高

61,329百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額

6,119百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	6,273,407	2,943,112	6,287,721	2,928,798

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

1,612株

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加

2,941,500株

自己株式の消却による減少

6,287,721株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金

4,919百万円

賞与引当金

3,627百万円

有価証券評価損

1,741百万円

資産除去債務

1,087百万円

賞与引当金に係る社会保険料

600百万円

減損損失

527百万円

ゴルフ会員権評価損

252百万円

貸倒引当金

64百万円

その他

1,301百万円

繰延税金資産小計

14,122百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△2,535百万円

繰延税金資産合計

11,587百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△4,496百万円

資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額

△457百万円

その他

△619百万円

繰延税金負債合計

△5,573百万円

繰延税金資産の純額

6,013百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳
- | | |
|-----------------------------|-------|
| 法定実効税率 | 30.5% |
| (調整) | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.8% |
| 賃上げ促進税制による税額控除 | △2.6% |
| 税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正 | △0.4% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.9% |
| 住民税均等割額 | 0.7% |
| 評価性引当額の増減額 | 0.2% |
| その他 | 0.1% |
| 税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率 | 26.6% |
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したこと等に伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2026年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、従来の30.5%から31.4%に変更されております。
なお、この税率変更による影響は軽微です。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	摂陽倉庫(株)	当社代表取締役中村公一及びその近親者が100%を所有しております。	設備の賃借	営業取引(設備の賃借)	17	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設備の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、每期交渉の上、契約により金額を決定しております。

(注2) 当社は、当事業年度において、摂陽倉庫株式会社との当該設備の賃貸借契約を終了しております。
なお、当事業年度の当該取引金額は17百万円であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,346円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 460円80銭 |

(重要な後発事象)

自己株式の取得および消却

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

当社自己資本構成の最適化と株主還元強化を通じて、企業価値の向上を図ることを目的として、自己株式の取得及び消却を実施いたします。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 500万株 (上限) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月13日から2026年2月27日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
- (決議日時点の発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合9.52%)

3. 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2025年5月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得の終了時点における当社の発行済株式総数の5%に相当する数を超える自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2026年3月16日 |